30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

2015年度の政府予算が4月に成立しました。2011年義務標準 法が改正され、小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度 も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法 改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制 標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を 講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されています。今後、35 人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人~30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、きめ細かい指導のための教職員の配置等、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(30カ国)の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目な

く支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、政府においては、次の事項を実施するよう要望します。

- 1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。
- 1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持 に不可欠な義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を 2 分の1に復元すること。
- 1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育 予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

山梨県上野原市議会

提出先